議会の

2月定例会

常任委員会の審査

代表質問•

特別委員会の中間報告等

福祉保健委員会の所管事務調査の報告

「放課後児童クラブにおける一括運営業務委託の状況について」、1月25日に委員会を開催し、調査を行いました。

●2者による一括運営に変更となる前に移行 した児童クラブが納得できるような説明を

昨年9月29日に開催した所管事務調査において要望した一括運営に移行する令和7年度までは、一定の条件の下、現一括運営法人が運営するブロックの児童クラブが、新たに契約する一括運営法人の運営するブロックに移行することが可能となる制度設計の見直しができない理由は何ですか。

今回、現一括運営法人のブロックでは、既に事業の引継ぎが完了していることや、従業員である支援員には法人を選択する決定権はないことなどの理由からです。

要望 1者による一括運営という市の方針に基づき早期に現一括運営法人への移行を決めた児童クラブについては、後から複数者制に変更となったにもかかわらず、移行済であることを理由に新たな一括運営法人に移行できないことは不公平だと感じますので、納得できるよう丁寧な説明をしてください。

今後の所管事務調査について、

- ・令和7年度以降の法人移行に関する制度設計については、危機管理等の観点から2者体制で実施していくことや、3年間の移行猶予期間を設けることなど、大まかな枠組みを委員会として了承し、一定の成果が得られたが、30項目の個別課題等に対する取組のうち、実施中のものについては進捗状況を適時報告してほしい。
- ・今までの当局からの報告により、所管事務調査の 目的は一定以上達成したと思われるが、当局から 報告された内容と、関係者から直接聞いた内容に 乖離があると感じることが多々あったので、今後 は、そのギャップが埋まることを期待する。

との意見があり、当委員会としては、これまで当局 に求めた項目について十分な審査を行ったと判断 し、この日をもって所管事務調査を終了しました。 なお、当委員会として以下の要望を付しました。

福祉サービス第三者評価の受審結果、令和7年度 以降の業者選定に係るプロポーザル審査体制、及び 5年後の契約更新を見据えた評価等の方向性につ いて、来年度早期に全員協議会にて報告すること。

新病院建設特別委員会

昨年12月12日、今年1月15日及び2月5日に新病院の建設についてを議題として開催しました。

●新病院建設候補地の災害への安全対策は

新病院の建設候補地については、早期開院の実現性や事業実施の確実性、交通アクセスなどが優れているため、現地建て替えが最も適していると判断したとのことです。近年、集中豪雨などにより、河川の氾濫等が頻繁に起きていると感じますが、中央病院に近接する潤井川では、過去、避難判断水位に到達するようなことはありましたか。

過去5年間において、警戒レベル3に当たる避難判断水位を超えた事例は、令和4年に1回、令和5年に1回の計2回、それ以前には平成26年に1回ありました。

要望 中央病院は災害拠点病院でもあるので、現地建て替えを最適とするのであれば、河川の氾濫により病院機能が失われることのないよう、技術的な対策を講じ、安全性を示してください。

新病院建設地について、

- ・現地建て替えが最適との当局方針には賛成だが、 災害リスクや借地を購入できない場合なども考 えられるので、新病院建設が遅れることのないよ う、次善の策を検討しておくことが望ましい。
- ・開院時期の最も早い現地建て替えを最優先に進めるべきである。また、病院建設予定地の借地購入は、交渉事であり取得が難しいことも考えられるが、購入に向けて最善の努力を払ってほしい。

等の意見があり、当特別委員会としては、以下3点を要望し、当局方針を了承することに決しました。

建物敷地に借地を残したまま進めることは極力避けること、令和13年度開院のスケジュールが示されたが、時間経過により建設コスト上昇や新病院あり方検討報告書の内容が時代にそぐわなくなる懸念があるため、引き続き期間の短縮に努めること、大雨による浸水被害など、潤井川に近接した立地の災害リスクへの技術的な対策を検討し提示すること。

国への意見書の提出等

ユニバーサル就労推進特別委員会

3月4日ユニバーサル就労の推進についてを議題として開催しました。

●ユニバーサル就労支援室の実績のPRを

市役所内で15人の支援対象者を雇用しており、そのうち、ユニバーサル就労支援室では7人を会計年度任用職員として雇用し、令和5年度当初に25の課から業務の切り出しによる作業依頼があり、合計2936時間分の業務を支援対象者が行ったとのことです。これは全国に誇るべき先進的な取組であると考えますので、ユニバーサル就労推進事業認定協力企業の

さらなる開拓に向け、このような実績を大々的 にPRしてはどうですか。

これまで、支援対象者向けセミナーの参加者等に対して事業の紹介を実施してきましたが、今後は、ユニバーサル就労支援センターで発行している情報誌に取組実績を掲載するなど、企業に対するPRにも取り組んでいきます。

書

願

ゲノム編集食品の表示等を含めた消費者への 情報提供の在り方について検討を求める請願

◇総務市民委員会にて審査◇

【請願趣旨】

消費者の自主的かつ合理的な選択の機会を確保するため、引き続きゲノム編集技術に関する知見の集約などに努め、ゲノム編集技術に関する理解醸成を進めるとともに、ゲノム編集食品及びそれを原材料とする加工食品の表示等を含めた消費者への情報提供の在り方について、さらなる検討を行うよう要望する意見書の提出を求める。

【審查結果】 採択

請願者の希望は、最終的にはゲノム編集技術 応用食品及びそれを原材料とする加工食品が 消費者にきちんと表示されるようにしてほし いということだと思うが、現状を踏まえた中で は、国に検討を求めていくという表現にとどめ ているのはやむを得ないと考えるとの意見や、 消費者が自主的に選択できるよう、表示等を含 めた消費者への情報提供の在り方を検討して ほしいという気持ちは十分理解できるとの意 見があり、本請願については採択すべきものと 決し、本会議において委員長報告どおり決しま した。

国への意見書の提出

ゲノム編集食品の表示等を含めた消費者への情報提供の在り方 について検討を求める意見書

特定遺伝子を人為的に操作することにより生物の性質を変化させるゲノム編集技術を活用して品種改良した作物や水産物などの生産・加工及び市場流通が始まった。

ゲノム編集技術は新しい技術であるため、E U をはじめ世界各国での規制に関する法令等の見直しは進んでおらず、国によって対応は様々である。

我が国においては、ゲノム編集技術応用食品のうち遺伝子 組換え食品に該当しないものは、食品安全委員会における安 全性審査を不要とし、食品表示基準についても表示対象外と している。現在、遺伝子組換え食品に該当しないゲノム編集 技術応用食品は、流通等に先立って国への事前相談を行うこ ととされ、届出をした上で公表されているが、届出には法的 強制力がないため、消費者が自ら選択することができない。

今後、ゲノム編集技術応用食品及びそれを原材料とする加工食品の増加が予想されるが、このままではトレーサビリティを確立させることが困難となり、消費者の選択の自由が阻害される。

現状において、ゲノム編集食品が自然に起こる突然変異や 従来の育種技術などによるものと科学的に区別がつかない ことは承知している。さらに、同食品を規制していない米国 からの輸入品を原材料として加工食品を作る事業者などに、 表示を課しても対応できない現状もある。

しかし、消費者基本法第2条基本理念には、消費者に対し必要な情報が提供され、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されると定められており、第3条国の責務として、第2条の基本理念にのっとり消費者政策を推進するよう国の責務が定められている。

よって、国においては、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会を確保するため、引き続き知見の集約などに努め、ゲノム編集技術に関する理解醸成を進めるとともに、ゲノム編集食品及びそれを原材料とする加工食品の表示等を含めた消費者への情報提供の在り方について、さらなる検討を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 令和6年3月12日

富士市議会

4.0